

電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領

(総則)

第1条 本要領は、さいたま市が発注する公共工事における、受発注者間の情報共有について定めるものである。

本要領における「情報共有」とは、工事中のプロセスにおいて必要な情報を受発注者間で、電子的に交換し相互利用することである。

なお、委託業務の場合は、「工事」を「委託業務」に読み替えるものとし、第3条第1号の手段のみ該当するものとする。

(情報共有の対象工事の選定)

第2条 契約締結後に受発注者間の協議により「情報共有」を実施するか否かを決定する。

(情報共有の手段)

第3条 対象工事における受発注者間の情報共有は、次の各号の手段を用いるものとする。

- 一 電子メール（以下「メール」という。）
- 二 工事情報共有システム（以下「システム」という。）

(情報共有の対象)

第4条 情報共有の対象とする工事書類等は受発注者間で協議し、決定するものとする。

また、さいたま市で定める様式を出力できないシステムにおいては、受発注者間で協議し、様式を定めるものとする。

なお、本要領に基づき情報共有を行った工事書類等については、原則として紙による提出を求めないものとし、電子データは工事完成時にCD又はDVDに格納し、提出するものとする。

(メールの送受信)

第5条 メール送受信の際の留意事項は次の各号のとおりである。

- 一 メール送受信は原則として、受注者は現場代理人又は主任（監理）技術者、発注者は監督職員が行うものとし、利用するメールアドレスは事前に受発注者間で協議し、指定したものとする。
- 二 メール送信者は送信後、受信者に受信されたことを確認する。確認方法は、電話による確認又はメールの返信により行う。
- 三 メール件名は、受発注者間で協議し、決定する。

例) 件名：休日・夜間作業届_〇〇建設工事(〇〇)_〇〇株式会社 (書類名_工事名又は工事番号等_業者名)
--

四 添付するファイル形式は原則PDFファイルとする。ただし、受発注者間で協議し、変更できるものとする。

五 メール本文中に送信者の氏名・連絡先を必ず記載するものとする。

(システムの選定)

第6条 本要領において使用できるシステムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとし、受発注者間で協議し、決定するものとする。

一 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものであること（契約時点で最新版のものとする。）

二 システムの提供方法はASP (Application Service Provider) 方式であること

三 システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えられること

四 ASP事業者は第1号の機能要件を満たす土木工事及び営繕工事の双方のシステムを保有すること

五 国又は地方自治体における使用実績が1年以上有すること

(システム利用に係る手続き及び経費)

第7条 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとし、システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は受注者が負担するものとする。

(その他)

第8条 本要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に契約する工事から適用する。

なお、本要領の施行日以前に契約した工事においても、受発注者間の協議により適用できる。